保健のお

知らせ

Halle alth Halle alth

H 程 診のお知らせ

知らせ

んそく (健足)

サロンからのお

7月から11

月まで全10

ソロンがまちの駅栗 月まで全10回のけん

9 9 月 20 19 日 金 休

日休女性限定

夢プラザでスター そく(健足)サ

して

います。

今月は、

【問い合わせ】 町住民保健課 健康推進 グループ

2 73-2256

談は

「安心セ

シタ

-さっぽ

「救急安心

タ

ぽろ

うち1 用者数(表参照) も利用可能となっています。 平成30年度の救急医療相談の利 年中無休で電話対応する相談救急医療相談に看護師が24時 平成7年 は97件で、 月から本町で その

件でした。 ニーズがますます増えることが予高齢化社会により、救急医療の 限られた救急医療資源を 9番に転送されたのは8 医療機関双方の負担軽 重症者が救急車を呼

法について理学療法士がお伝えし

受診できる項目

特定健診·生活習慣病予防健

健診機関

北海道結核予防会

総合福祉センター

「しゃるる」

夏休みに親子で参加してみ

考になる情報や、

『報や、足のチェック方お子さんの靴選びの参

ませんか?

また、

※詳細は

「保健サ

・ビスガイド

(胃・肺・大腸・子宮・乳)

いきいき健診・各種がん検

をご確認ください

ぶことへのためらいをなくすこと 想され、 適正に使うことが重要になってき 減につなげることも大切です

平成30年度 **数**争医療相談利田結果

※受講料無料

・申込不要です

くりやま健康マイレージ 1ポイント

午後2時45分(栗山赤十字病院

4 時 半

まちの駅栗夢プラザ

代問わずどなたでも

◆場所・時間

8月23日金

H

のお知らせ

午前9時半~10時

詩半

栗山警察署

午後2時

「遊びながら足の健康チェ

午後1時半

~2時半

「成長期の靴選び」

8月22日休

8 Ĥ

月8日休

水心区凉怕欧州川州水	
相談区分	件数
医療機関案内	25 件
救急医療相談 (うち 119 番転送)	62 件 (8 件)
間違い	5件
その他	5件
合計	97 件

します

は8月31日出までに返送をお願

町福祉課地域医療推進室

調査」に協力をお願いします地域医療に関する町民アンケ

調査を実施します 施策を検討するためのア 内に必要としている医療機能や ただい 医療に対する意識や 今後の たアンケ 町 の地域医 ンケー

護師が相談に対応します 救急安心センターさっぽろ ダイヤル回線・一部IP電話からは、 2011-272-7119へ

障がい福祉サービスのご案内

障がいのある方や難病の方を対象に、日常生活の介護支援や自立した生活の援助、就労 を目指す方の支援など多様なサービスがあります。

役場⑤番窓口での申請・決定後に、各事業所と契約してサービスの利用が可能です。「家 事(掃除など)の支援をして欲しい・・・」「外出の機会が欲しい…」「仕事をするきっかけ が欲しい…」など、さまざまなご相談に応じます。

【問い合わせ】

町福祉課福祉・子育てグループ ☎ 73-2222

◆◇◆ 対象となる方 ◆◇◆

- ○身体障がい者手帳の交付を受けている方
- ○療育手帳の交付を受けている方
- ○医療機関などで「精神障がい」「発達障がい」の診断を受けられた方
- ○難病に罹患された方(対象疾病:361疾病)※詳しくはお問い合わせください。

◆◇◆ 主なサービス内容◆◇◆

【在宅生活を支援するサービス】

○居宅介護(ショートステイ)

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事など の介護や、調理・洗濯・掃除などの家事支援、生活などに関 する相談や助言など、生活全般の援助を行います。

○短期入所 (ホームヘルプ)

自宅で介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護な どを行います。

【日中の活動などを支援するサービス】

○牛活介護

常に介護を必要とする方に対して、入浴・排せつ・食事などの介護や、創作的活動・生産活 動の機会提供、身体機能や生活能力向上のために必要な援助を行います。

○就労継続支援 (A型・B型)

就労経験や機会を必要とする方に対して、生産活動など の機会提供、知識および能力向上のために必要な訓練な どを行います。(作業に対する工賃の支払があります)

【住まいの場を提供するサービス】

○共同生活援助(グループホーム)

障がいのある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談や入浴・排せつま たは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

○施設入所支援

施設に入所する障がいのある方に対して、主に夜間に入浴・排せつ・食事などの介護、生活 などに関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

※その他、日常生活用具・補装具の給付や、移動支援サービス、日中一時支援サービスなど、 各種生活支援サービスもあります。